

# 平成25年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

# 目 次

## <財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
1	監査対象年度	1
2	監査の実施方法及び実施方針	1
3	監査実施機関数及び実施状況	2
第2	監査の結果	7
1	財務に関する事項	7
2	事務に関する事項	10
3	部局別指摘件数	11
第3	監査所見	12
1	予算執行の適正化について	12
2	収入事務の適正化について	12
3	支出事務の適正化について	13
4	契約事務の適正化について	14
5	財産管理の適正化について	14
6	事務処理の適正化について	15
7	財務事務の適正化について	15
第4	部局別の指摘事項	16
	【各部局共通】	16
1	財務に関する事項	16
	[支 出]	16
(1)	支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	16
(2)	支払遅延により不経済支出となっていたもの	16
(3)	物品の購入が適正でなかったもの	16
	[財 産]	17
(1)	公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	17
2	事務に関する事項	17
	[防火管理体制]	17
(1)	消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	17
	【総 務 部】	18
1	財務に関する事項	18
	[収 入]	18
(1)	徴収に努力を要するもの	18

[支 出]	18
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18
[契 約]	19
(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
[財 産]	19
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	19
2 事務に関する事項	19
(1) 証紙の消印等が適正でなかったもの	19
【企画部】	19
1 財務に関する事項	19
[収 入]	19
(1) その他収入事務が適正でなかったもの	19
【子ども生活福祉部】	19
1 財務に関する事項	19
[収 入]	19
(1) 徴収に努力を要するもの	19
(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	20
[支 出]	20
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	20
(2) その他支出事務が適正でなかったもの	21
[契 約]	21
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
[財 産]	21
(1) 物品処分伺いをしていなかったもの	21
【保健医療部】	21
1 財務に関する事項	21
[収 入]	21
(1) 徴収に努力を要するもの	21
[支 出]	22
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	22
[契 約]	22
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22
【農林水産部】	22
1 財務に関する事項	22
[収 入]	22
(1) 徴収に努力を要するもの	22
(2) 調定事務が適正でなかったもの	23

[支 出]	23
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	23
(2) その他支出事務が適正でなかったもの	24
[契 約]	24
(1) 予定価格調書を作成していなかったもの	24
(2) 契約方法について改善を要するもの	24
(3) 契約事務が適正でなかったもの	24
[工 事]	24
(1) 工事に係る事務が適正でなかったもの	24
[財 産]	24
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	24
(2) 所管換えの事務手続が適正でなかったもの	24
(3) 公用車の利活用が図られてなかったもの	25
2 事務に関する事項	25
(1) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの	25
【商工労働部】	25
1 財務に関する事項	25
[収 入]	25
(1) 徴収に努力を要するもの	25
[支 出]	25
(1) 給与が過払いとなっていたもの	25
【文化観光スポーツ部】	26
1 財務に関する事項	26
[収 入]	26
(1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	26
[契 約]	26
(1) 契約事務が適正でなかったもの	26
【土木建築部】	26
1 財務に関する事項	26
[予 算]	26
(1) 予算執行が適正でなかったもの	26
[収 入]	26
(1) 徴収に努力を要するもの	26
[支 出]	27
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	27
[契 約]	27
(1) 契約事務が適正でなかったもの	27

[財 産]	27
(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの	27
【出納事務局】	27
1 財務に関する事項	27
[支 出]	27
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	27
【病院事業局】	27
1 財務に関する事項	27
[予 算]	27
(1) 予算執行伺いをしていなかったもの	27
[収 入]	28
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	28
(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	28
(3) その他収入事務が適正でなかったもの	28
[支 出]	28
(1) 手当の認定事務が適正でなかったもの	28
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	28
(3) 報酬が過不足払いとなっていたもの	29
(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	29
(5) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの	30
(6) その他支出事務が適正でなかったもの	30
[契 約]	30
(1) 予定価格調書を作成していなかったもの	30
(2) 契約事務が適正でなかったもの	30
[財 産]	31
(1) 物品処分伺いをしていなかったもの	31
(2) 被服等の管理が適正でなかったもの	31
2 事務に関する事項	31
(1) 権限を有しない者が専決していたもの	31
(2) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの	32
【教育庁】	32
1 財務に関する事項	32
[予 算]	32
(1) 予算執行が適正でなかったもの	32
[収 入]	32
(1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	32

[支 出]	32
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	32
(2) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの	33
(3) その他支出事務が適正でなかったもの	33
[契 約]	33
(1) 契約事務が適正でなかったもの	33
(2) 契約方法について改善を要するもの	33
2 事務に関する事項	33
(1) 任用事務が適正でなかったもの	33
【警察本部】	33
1 財務に関する事項	33
[収 入]	33
(1) 徴収に努力を要するもの	33
[支 出]	34
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	34
[契 約]	34
(1) 契約事務が適正でなかったもの	34

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	35
1 監査対象	35
2 監査期間	35
3 監査の方法及び着眼点	35
4 監査の実施状況	35
第2 監査の結果及び所見	37
1 特記仕様書について	37
2 工事発注時期について検討が必要なもの	37
3 安全衛生管理体制について改善を要するもの	38
4 建築物の長寿命化等について	38

## <財務・事務に関する事項>

### 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務」と総称する。）について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

#### 1 監査対象年度

平成25年度

#### 2 監査の実施方法及び実施方針

##### (1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

また、必要に応じて関係人調査を行った。

##### イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

##### (2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

##### ア 財務に関する事項

(ア) 未収金の債権管理について

(イ) 沖縄振興特別推進交付金事業について

##### イ 事務に関する事項

(ア) 携帯電話等の加入について

(イ) 公用車の運用管理及び保険等契約について

### 3 監査実施機関数及び実施状況

#### (1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実 地 監 査	書 面 監 査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	17	17	17	0
企 画 部	8	8	8	0
環 境 部	5	5	5	0
子ども生活福祉部	20	20	20	0
保 健 医 療 部	10	10	10	0
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	6	6	6	0
土 木 建 築 部	24	24	24	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	7	2
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	94	94	54	40
警 察 本 部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 計	317	317	268	49

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成26年1月14日から同年8月28日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
知事 公室	本庁各課	平成26年6月19～20日 〃 7月29日	本庁各課	平成26年7月22～25日 〃 8月20日	
	消防学校	〃 3月5日 〃 4月25日		北部福祉保健所	〃 4月16～17日 〃 5月26日
				中部福祉保健所	〃 3月13～14日 〃 4月15日
総務部	本庁各課	平成26年7月9～11日 〃 8月18日	子ども 生活福祉部	南部福祉保健所	〃 2月12～13日 〃 3月19日
	宮古事務所各課	〃 5月13～14日 〃 6月9日		宮古福祉保健所	〃 5月22～23日 〃 6月12日
	八重山事務所各課	〃 5月27～28日 〃 6月17日		八重山福祉保健所	〃 5月29～30日 〃 6月19日
	東京事務所	〃 2月13～14日		女性相談所	〃 3月11日 〃 4月21日
	自治研修所	〃 3月4日		若夏学院	〃 3月5日 〃 4月24日
	名護県税事務所	〃 4月15日 〃 5月20日		コザ児童相談所	〃 4月23日 〃 5月29日
	コザ県税事務所	〃 4月24日 〃 5月29日		中央児童相談所	〃 4月23日 〃 5月14日
	那覇県税事務所	〃 5月9日 〃 6月6日		身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	〃 3月11日 〃 4月28日
	自動車税事務所	〃 6月13日 〃 7月14日		県民生活センター	〃 3月11日 〃 4月14日
企画部	本庁各課	平成26年6月17～20日 〃 7月28日		計量検定所	〃 4月18日 〃 5月19日
環境部	本庁各課	平成26年6月17～18日 〃 7月28日		平和祈念資料館	〃 2月28日 〃 3月26日
	動物愛護管理センター	〃 3月13日 〃 4月16日			
保健医療部	本庁各課	平成26年7月22～23日 〃 8月18日	農林水産部	本庁各課	平成26年7月8～11日 〃 8月7日
	看護大学	〃 5月23日 〃 6月17日		北部農林水産振興センター各課	〃 2月25～27日、3月6～7日 〃 4月11日
	衛生環境研究所	〃 3月12日 〃 4月16日		宮古農林水産振興センター各課	〃 5月20～23日 〃 6月12日
	総合精神保健福祉センター	〃 3月5日 〃 4月21日		八重山農林水産振興センター各課	〃 5月27～30日 〃 6月19日
	中央食肉衛生検査所	〃 3月12日 〃 4月18日		農業研究センター	〃 4月24日 〃 5月27日
	北部食肉衛生検査所	〃 2月4日 〃 3月19日		農業研究センター名護支所	〃 4月17日 〃 5月26日
				農業研究センター宮古島支所	〃 5月20日 〃 6月10日
				農業研究センター石垣支所	〃 5月27日 〃 6月18日
		畜産研究センター	〃 2月5日 〃 3月24日		
		森林資源研究センター	〃 2月6日 〃 3月17日		

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日		
農林水産部	水産海洋技術センター	平成26年 2月25日 " 3月26日	土木建築部	本庁各課	平成26年 7月15～18日 " 8月15日	
	水産海洋技術センター 石垣支所	" 5月28日 " 6月20日		北部土木事務所	" 4月15～16日 " 5月20日	
	海洋深層水研究所	" 2月14日 " 3月18日		中部土木事務所	" 5月8～9日 " 6月24日	
	中央卸売市場	" 2月26日 " 3月7日		南部土木事務所	" 5月13～14日 " 6月9日	
	病虫害防除技術 センター	" 3月12日 " 4月24日		宮古土木事務所	" 5月15～16日 " 6月9日	
	中部農業改良普及 センター	" 3月14日 " 4月15日		八重山土木事務所	" 5月29～30日 " 6月17日	
	南部農業改良普及 センター	" 4月17日 " 5月19日		沖縄県ダム事務所	" 4月16日 " 5月14日	
	農業大学校	" 4月18日 " 5月13日		下地島空港管理事務所	" 5月21日 " 6月13日	
	中央家畜保健衛生所	" 4月24日 " 5月27日		下水道管理事務所	" 4月22日 " 5月27日	
	家畜衛生試験場	" 4月22日 " 5月28日		下水道建設事務所	" 4月22日 " 5月27日	
	家畜改良センター	" 2月28日		出納事務局	会計課	平成26年 7月3日 " 7月23日
	中部農林土木事務所	" 5月8～9日 " 6月24日			物品管理課	" 7月3日 " 7月23日
	南部農林土木事務所	" 4月22～23日 " 5月28日	企業局	本庁各課	平成26年 6月10～12日 " 7月29日	
	南部林業事務所	" 3月13日		石川浄水管理事務所	" 2月12日 " 3月18日	
栽培漁業センター	" 4月18日 " 5月13日	西原浄水管理事務所		" 2月12日 " 4月22日		
本庁各課	平成26年 7月15～18日 " 8月15日	水質管理事務所		" 2月12日 " 3月18日		
大阪事務所	" 2月13～14日	県立病院課		平成26年 7月22～23日 " 8月13日		
商工労働部	具志川職業能力開発校	" 3月4日 " 4月23日	病院事業局	北部病院	" 6月11～13日 " 7月23日	
	浦添職業能力開発校	" 3月4日 " 4月25日		中部病院	" 6月24～26日 " 7月24日	
	工業技術センター	" 3月14日 " 4月23日		南部医療センター・ こども医療センター	" 6月3～5日 " 7月17日	
	工芸振興センター	" 3月7日 " 4月28日		精和病院	" 6月3～4日 " 7月24日	
	文化観光スポーツ部	平成26年 7月24～25日 " 8月7日		宮古病院	" 6月11～12日 " 7月31日	
	芸術大学	" 5月8日 " 6月6日		八重山病院	" 6月24～26日 " 7月25日	
博物館・美術館	" 2月18日 " 3月7日					

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教 育 庁	本庁各課	平成26年7月29日～8月1日 " 8月13日	教 育 庁	北部農林高等学校	平成26年2月6日
	国頭教育事務所	" 2月27～28日		南部農林高等学校	" 1月21日 " 2月26日
	中頭教育事務所	" 1月28～29日		美来工科高等学校	" 1月30日 " 2月7日
	那覇教育事務所	" 1月30～31日 " 2月12日		沖縄工業高等学校	" 1月17日 " 2月6日
	島尻教育事務所	" 1月30～31日		浦添工業高等学校	" 1月15日 " 2月4日
	宮古教育事務所	" 2月20～21日		中部商業高等学校	" 1月24日 " 2月10日
	八重山教育事務所	" 2月20～21日		南部商業高等学校	" 1月23日 " 2月26日
	総合教育センター	" 1月28～29日		浦添商業高等学校	" 1月23日
	辺土名高等学校	" 2月6日 " 3月13日		具志川商業高等学校	" 1月31日 " 2月18日
	北山高等学校	" 2月7日 " 3月13日		球陽高等学校	" 1月24日 " 2月5日
	名護高等学校	" 2月7日 " 3月24日		宮古高等学校	" 2月19日 " 3月10日
	宜野座高等学校	" 2月7日 " 3月17日		宮古工業高等学校	" 2月21日 " 3月11日
	石川高等学校	" 1月16日 " 2月3日		伊良部高等学校	" 2月20日 " 3月11日
	読谷高等学校	" 1月16日 " 2月3日		名護商工高等学校	" 2月5日 " 4月11日
	普天間高等学校	" 1月17日		那覇特別支援学校	" 1月22日 " 2月13日
	首里高等学校	" 2月18日 " 3月28日		宮古特別支援学校	" 2月19日 " 3月10日
	真和志高等学校	" 1月22日 " 2月13日		島尻特別支援学校	" 1月17日 " 2月12日
	小禄高等学校	" 1月23日		八重山特別支援学校	" 2月19日 " 3月12日
	陽明高等学校	" 1月14日 " 2月10日		森川特別支援学校	" 1月29日 " 2月18日
	与勝高等学校	" 1月16日 " 2月4日		泡瀬特別支援学校	" 1月22日 " 2月5日
与勝緑が丘中学校	" 1月16日 " 2月4日	桜野特別支援学校	" 2月5日 " 3月17日		
具志川高等学校	" 1月21日	西崎特別支援学校	" 1月21日 " 2月6日		
嘉手納高等学校	" 1月24日				
首里東高等学校	" 2月18日 " 3月28日				

監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
警 察 本 部	本部各課	平成26年7月29日～8月1日 〃 8月20日	議会事務局	平成26年7月28日 〃 8月28日
	豊見城警察署	〃 3月6日 〃 4月14日	監査委員事務局	平成26年6月13日
	糸満警察署	〃 2月26日 〃 3月19日	人事委員会事務局	平成26年7月4日 〃 8月21日
	与那原警察署	〃 3月7日 〃 4月18日	労働委員会事務局	平成26年6月27日 〃 7月17日
	沖縄警察署	〃 1月28日 〃 2月7日	選挙管理委員会	平成26年6月18日 〃 7月28日
	うるま警察署	〃 2月27日 〃 3月18日	海区漁業調整委員会事務局	平成26年7月9日 〃 8月7日
	石川警察署	〃 3月6日 〃 4月22日	内水面漁場管理委員会事務局	平成26年7月9日 〃 8月7日
	名護警察署	〃 2月4日 〃 3月17日	収用委員会事務局	平成26年7月15日 〃 8月15日
	本部警察署	〃 2月4日 〃 3月19日		

注：1 監査対象機関は平成26年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

### (3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成26年8月12日から同月28日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 業 局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教 育 庁	県立図書館 埋蔵文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 北中城高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 中部農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 開邦高等学校 向陽高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校 大平特別支援学校 鏡が丘特別支援学校（浦添分校） 名護特別支援学校 沖縄高等特別支援学校
警 察 本 部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署

## 第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

### 1 財務に関する事項

#### (1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行が適正でなかったもの	2	建築指導課 浦添商業高等学校 (2機関)
予算執行伺いをしていなかったもの	1	中部病院 (1機関)
計	3	(3機関)

#### (2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	22	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 管財課 福祉政策課 高齢者福祉介護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉保健所 中部福祉保健所 南部福祉保健所 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 中央児童相談所 コザ児童相談所 保健医療政策課 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 (27機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	4	芸術大学 北部病院 北部農林高等学校 宮古特別支援学校 (4機関)
調定事務が適正でなかったもの	2	農業研究センター宮古島支所 畜産研究センター (2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	1	高齢者福祉介護課 (1機関)
その他収入事務が適正でなかったもの	3	科学技術振興課 精和病院 八重山病院 (3機関)
計	33	(44機関)

## (3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
給与が過不足払いとなっていたもの	41	職員厚生課 宮古事務所総務課 那覇県税事務所 中央児童相談所 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 農政経済課 北部農林水産振興センター農業改良普及課 農業研究センター 農業研究センター宮古島支所 病虫害防除技術センター 工業技術センター 北部土木事務所 八重山土木事務所 会計課 (出納事務局) 県立病院課 北部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 八重山病院 宮古教育事務所 小禄高等学校 北部農林高等学校 八重山特別支援学校 総務課 (県警本部) うるま警察署 (26機関)
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	秘書課 行政管理課 自動車税事務所 八重山事務所総務課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 子育て支援課 宮古福祉保健所 衛生環境研究所 農業研究センター 水産海洋技術センター 産業政策課 国際物流商業課 企業立地推進課 都市計画・モノレール課 八重山土木事務所 県立学校教育課 (17機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 工芸振興センター 南部医療センター・こども医療センター 泊高等学校 与那原警察署 浦添警察署 宮古島警察署 (7機関)
物品の購入が適正でなかったもの (各部局共通)	1	広報交流課 水産課 国際物流商業課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 捜査第一課 (9機関)
消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの	2	南部医療センター・こども医療センター 宮古高等学校 (2機関)
手当の認定事務が適正でなかったもの	1	県立病院課 (1機関)
報酬が過不足払いとなっていたもの	1	県立病院課 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	5	高齢者福祉介護課 身体障害者更生相談所 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 八重山病院 八重山教育事務所 (5機関)
計	54	(69機関)

## (4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
契約事務が適正でなかったもの	19	総務私学課 税務課 八重山福祉保健所 衛生環境研究所 農業研究センター 文化振興課 宮古土木事務所 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 八重山病院 名護高等学校 石川警察署 (14機関)
契約方法について改善を要するもの	3	農林水産総務課 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 コザ高等学校 (3機関)
予定価格調書を作成していなかったもの	3	農業研究センター 北部病院 八重山病院 (3機関)
計	25	(20機関)

## (5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
工事に係る事務が適正でなかったもの	1	家畜改良センター (1機関)

## (6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの (各部局共通)	1	東京事務所 動物愛護管理センター 博物館・美術館 施設課 学校人事課 文化財課 (6機関)
物品処分伺いをしていなかったもの	4	北部福祉保健所 南部福祉保健所 女性相談所 中部病院 (4機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	2	南部農林土木事務所 南部土木事務所 (2機関)
切手の管理が適正でなかったもの	1	宮古事務所県税課 (1機関)
財産の管理が適正でなかったもの	1	水産課 (1機関)
被服等の管理が適正でなかったもの	1	中部病院 (1機関)
所管換えの事務手続が適正でなかったもの	1	畜産研究センター (1機関)
計	11	(16機関)

## 2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの (各部局共通)	1	中央児童相談所 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 中央卸売市場 病害虫防除技術センター 工芸振興センター 泡瀬特別支援学校 (7機関)
道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの	2	園芸振興課 中部病院 (2機関)
証紙の消印等が適正でなかったもの	1	宮古事務所総務課 (1機関)
権限を有しない者が専決していたもの	1	中部病院 (1機関)
任用事務が適正でなかったもの	1	伊良部高等学校 (1機関)
計	6	(12機関)

### 3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項							事務に 関する 事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	計		H25	H24	
知 事 公 室							0		0	2	△ 2
総 務 部		3	5	3		1	12	1	13	7	6
企 画 部		1					1		1	2	△ 1
環 境 部							0		0	1	△ 1
子ども生活福祉部		8	4	1		3	16		16	17	△ 1
保 健 医 療 部		1	2	1			4		4	2	2
農 林 水 産 部		5	7	4	1	3	20	1	21	15	6
商 工 労 働 部		5	1				6		6	4	2
文化観光スポーツ部		1		1			2		2	4	△ 2
土 木 建 築 部	1	2	2	1		1	7		7	5	2
出 納 事 務 局			1				1		1	1	0
企 業 局							0		0	4	△ 4
病 院 事 業 局	1	4	21	11		2	39	2	41	9	32
議 会 事 務 局							0		0	0	0
教 育 庁	1	2	6	2			11	1	12	17	△ 5
警 察 本 部		1	2	1			4		4	5	△ 1
その他の行政委員会事務局							0		0	1	△ 1
共 通			3			1	4	1	5	5	0
計	H25	3	33	54	25	1	11	127	6	133	
	H24	5	28	35	13	0	15	96	5	101	
増 減		△ 2	5	19	12	1	△ 4	31	1	32	

### 第3 監査所見

平成25年度は、監査の結果として、未収金の徴収に努力を要するもの、給与が過不足払いとなっていたもの、支出負担行為が適正でなかったもの、長期継続契約で物品を購入していたもの、財産の利活用が図られていなかったもの、防火管理体制が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部統制機能の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

#### 1 予算執行の適正化について

業務に必要なない携帯電話の付加機能を契約し不経済な支出となっているもの、学校施設に係る経費であるのに公費で執行していないものがあった。

経済性を考慮した予算の執行に努めるとともに、執行伺い時における内容確認の徹底を図るなど適正な事務処理に努めていただきたい。

#### 2 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は41億8,631万円で、前年度より12.5%減少し、特別会計の収入未済額は81億7,559万円で、前年度より7.0%減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は18億9,194万円で、前年度より1.4%減少している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、クレジット収納など収納機会の拡充、強制執行等の法的措置などによる取組が行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、引き続き、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、商法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

## (2) その他の収入事務

生産物売払い代の調定が遅延し翌年度に事務処理を行っているもの、申請書類に貼付された証紙に消印を押していないもの、担当職員間の連絡不十分により国庫支出金の請求が過小となっているものがあった。

これらは事務処理上の単純ミスによるところが大きいことから、複数職員によるチェック体制の徹底を図る必要がある。

また、出納員でない職員が現金を収納しているもの、会計管理者の承認なしに領収書の交付を省略しているものなどがあった。

現金の取扱いについては、その性質上慎重を期する必要があることから、地方自治法、財務規則等の規定に則り厳格に行っていただきたい。

## 3 支出事務の適正化について

### (1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額3,730,601円、不足払い額2,069,724円）。

特に、期末手当や勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給しているものや休暇等による除算期間を誤っているものが多く見受けられた。

また、扶養手当において、扶養の事実を確認しておらず、支給要件が欠けているにもかかわらず支給し続けているものなどがあった。

これらのことが発生した原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するもののほか、認定や事後確認の段階における管理職員等のチェックミス、支給要件の変更に伴う職員の届出の失念などが考えられる。

平成27年1月からは、職員（企業局、病院事業局、教育庁及び警察本部に所属する職員を除く。）の手当認定等に係る事務が、順次、総務事務センターで直接処理されることから、扶養手当などの諸手当の支給要件や変更届出について、職員への一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されている諸手当についても、適正なものであるかどうか、定期的に検証する必要がある。

給与事務については、制度熟知のための研修を充実強化し、全庁的に事後確認を行うシステムを構築するとともに、指導監督を徹底していただきたい。

## (2) その他の支出事務

早収期限までに電気料金を支払わなかったことから遅収加算額が不経済な支出となっているもの、資金前渡精算を行っていないもの、報酬等の支払いに当たり源泉徴収せずに支払っているものなどがあった。

支出事務については、関係法令の遵守及び再確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

また、支出負担行為の適正な処理について、平成24年12月28日付け及び平成25年6月20日付け会計管理者通知により注意喚起されているところであるが、依然として不適正な事例が多く見受けられている。

各機関においては、職場内会議等で取組を検討すること等により、職員の共通認識を深めるとともに、支出負担行為の処理の適正化に向けた指導監督を強化していただきたい。

## 4 契約事務の適正化について

予定価格調書や契約書を作成していないもの、工事契約における設計書を作成していないもの、変更契約を締結していないもの、見積書を徴取していないもの、消費税等を除算しなかったため過大に支出しているものなどがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多かった。そのため、研修の充実はもとより、定期的な自主検査の実施などにより、関係法令の理解の向上を図り、適正な事務処理に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すことができるものを分割して随意契約を締結しているものや財務規則に定める額を超えており競争入札に付すべきであるが随意契約を締結しているものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

## 5 財産管理の適正化について

物品の処分に当たり処分伺いをしていないもの、備品台帳への登録が漏れているもの、財産の所管換え手続が適正でないものがあった。

また、切手受払簿において記録された残枚数と実際の枚数に相違のあるもの、公用車等の亡失損傷報告をしていないものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

## 6 事務処理の適正化について

### (1) 消防法に基づく防火管理体制

消防法に基づく防火管理者の選任及び届出をしていない機関や同法に定められた消火訓練等を実施していない機関があった。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

### (2) その他の事務処理

道路交通法に基づく安全運転管理者の選任及び届出をしていないもの、証紙の消印及び証紙収納簿の様式が証紙条例施行規則に従っていないものがあった。

また、嘱託職員に対する労働条件通知書を交付していないものがあった。

適正な事務処理が行われるよう、改めて制度や関係法令の周知を図っていただきたい。

## 7 財務事務の適正化について

物品の処分伺い、予定価格調書の作成など財務規則に定める基本的手続を行っていないもの、支出負担行為や契約において財務規則に基づかない事務処理を行っているものが、依然として散見される状況にある。

財務規則は、地方自治法、同法施行令と併せて、県における財務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものである。それゆえ、職員一人ひとりには、財務規則の理解及び厳守が強く要請されていることに留意しなければならない。

各自がその職責を自覚し、それぞれの業務における役割を果たすとともに、所属内、部局内のチェック体制を検証し、内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に、病院事業局においては、不適正な事務処理が多く確認された。病院事業局は、地方公営企業法に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。

また、沖縄振興特別推進交付金事業については、一部について改善を要する事項があったことから、関係法令、要綱、関係文書等を十分確認の上、適正な事業の執行に努めていただきたい。

## 第4 部局別の指摘事項

### 【各部局共通】

#### 1 財務に関する事項

##### [支出]

#### (1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間終了後、納品後等に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・ 知事公室（秘書課）
- ・ 総務部（行政管理課、自動車税事務所、八重山事務所総務課）
- ・ 子ども生活福祉部（宮古福祉保健所）
- ・ 保健医療部（衛生環境研究所）
- ・ 商工労働部（企業立地推進課）
- ・ 土木建築部（都市計画・モノレール課、八重山土木事務所）
- ・ 教育庁（県立学校教育課）

イ 請負契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間中に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・ 子ども生活福祉部（福祉政策課、子育て支援課）
- ・ 農林水産部（農業研究センター、水産海洋技術センター）
- ・ 商工労働部（産業政策課）

ウ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（福祉政策課、青少年・子ども家庭課）
- ・ 商工労働部（国際物流商業課）

#### (2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。

- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 4,344円）
- ・ 商工労働部（工芸振興センター 7,666円）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター 2件合計2,999円）
- ・ 教育庁（泊高等学校 23,303円）
- ・ 警察本部（与那原警察署 27,171円、浦添警察署 237円、宮古島警察署 27,093円）

#### (3) 物品の購入が適正でなかったもの

長期継続契約で購入が認められていない携帯電話等の物品を、長期継続契約で購入しているものが次のとおりあった。

- ・ 知事公室（広報交流課）

- ・ 農林水産部（水産課）
- ・ 商工労働部（国際物流商業課）
- ・ 病院事業局（北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院）
- ・ 警察本部（捜査第一課）

## [財 産]

### (1) 公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車等を亡失損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していないものが次のとおりあった。

- ・ 総務部（東京事務所）
- ・ 環境部（動物愛護管理センター）
- ・ 文化観光スポーツ部（博物館・美術館）
- ・ 教育庁（施設課、学校人事課、文化財課）

## 2 事務に関する事項

### [防火管理体制]

#### (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を選任し、届出しなければならないが、選任及び届出をしていなかったもの

- ・ 農林水産部（病虫害防除技術センター）
- ・ 商工労働部（工芸振興センター）

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（年1回）を実施しなければならないが、実施していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（身体障害者更生相談所）
- ・ 農林水産部（病虫害防除技術センター）
- ・ 商工労働部（工芸振興センター）

ウ 特別支援学校、病院、卸売市場等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回も実施していなかったもの

- ・ 教育庁（泡瀬特別支援学校）

エ 特別支援学校、病院、卸売市場等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回しか実施していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（中央児童相談所）
- ・ 保健医療部（総合精神保健福祉センター）
- ・ 農林水産部（中央卸売市場）

## 【総務部】

### 1 財務に関する事項

#### [収入]

##### (1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

	(円、%)				
ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成25年度	97,620,257,751	94,958,333,886	325,549,059	2,488,568,214	97.3
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8
対前年度比	99.08	100.49	66.4	87.8	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
イ 土地貸付料	69,277,624円	8.5%	△5.8% (管財課)
ウ 所有者不明土地 貸付料	9,567,682円	33.2%	3.1% (管財課)

#### [支出]

##### (1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、33,480円の過払いとなっていた。

(職員厚生課)

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当及び特地勤務手当の合計で199,160円の過払いとなっていた。

(宮古事務所総務課)

ウ 期末手当の支給に当たって、病気休暇期間を誤って在職期間から除算したため、122,304円の不足払いとなっていた。

(那覇県税事務所)

エ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、職員Aについて30,695円、職員Bについて61,683円の不足払いとなっていた。

(那覇県税事務所)

## [契 約]

### (1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 文書のデジタル化業務委託契約において、同実績報告書の検収が十分でなかったため、旅費、使用料に二重に消費税等を加算したものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(総務私学課)

イ 自動車納税通知書等作成業務の委託契約において、新たに追加したチラシの作成等について、変更契約を締結していなかった。

(税務課)

ウ 自動車税の収納事務委託契約について、正式な見積書を徴取せず、契約年度開始前に徴取した参考見積書をもって契約を締結していた。

(税務課)

## [財 産]

### (1) 切手の管理が適正でなかったもの

切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,438円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(宮古事務所県税課)

## 2 事務に関する事項

### (1) 証紙の消印等が適正でなかったもの

特定計量器の検定手数料等の手続において、申請書等に貼付している証紙の消印及び証紙収納簿の様式が、沖縄県証紙条例施行規則に定めるものとなっていなかった。

(宮古事務所総務課)

## 【企画部】

### 1 財務に関する事項

#### [収 入]

#### (1) その他収入事務が適正でなかったもの

科学技術系人材育成システム構築事業（総事業費69,467,063円）に係る国庫補助金の申請に当たって、賃金職員の有給休暇時の通勤費用相当額について算定を誤ったことにより、3,035円過小に請求していた。

(科学技術振興課)

## 【子ども生活福祉部】

### 1 財務に関する事項

#### [収 入]

#### (1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	98,307,431円	44.3% (福祉政策課、各福祉保健所)	△15.6%
イ 介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	2,011,000円	97.1%	4.9% (福祉政策課)
ウ 高齢者居室整備資金 貸付金	17,999,200円	100.0%	皆増 (高齢者福祉介護課)
エ 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	204,590,446円	60.3%	△26.4%
違約金及び延納利息	2,444,691円	73.9%	△6.0%
		(青少年・子ども家庭課、各福祉保健所)	
オ 児童扶養手当返還金	44,181,078円	37.1% (青少年・子ども家庭課)	△61.5%
カ 児童福祉施設負担金	39,953,750円	79.2%	5.3%
		(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)	
キ 特別障害者手当返還金	1,650,240円	84.5%	3.8% (障害福祉課)

## (2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書等を受理したときに消印を押さなければならないが、介護支援専門員資格登録申請等の手続において、消印を押していないものが21件あった。

(高齢者福祉介護課)

## [支 出]

### (1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当の支給に当たって、休職による除算期間の算定を誤ったため、128,303円の不足払いとなっていた。

(中央児童相談所)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことによ

り、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、78,226円の過払いとなっていた。

(身体障害者更生相談所)

**(2) その他支出事務が適正でなかったもの**

ア 郵便物発送のため、切手を資金前渡により購入しているが、127枚、28,940円相当分について、他の事業費で購入した切手で立て替え、郵便物を発送していた。また、資金前渡の精算をしていなかった。

(高齢者福祉介護課)

イ 嘱託医の報酬の支払いに当たって、復興特別所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(身体障害者更生相談所)

**[契 約]**

**(1) 契約事務が適正でなかったもの**

生活保護受給者自立支援業務委託契約における積算に当たって、旅費及び賃借料に二重に消費税を加算して算定していた。

また、同業務の実績報告書についても、同様に消費税を二重加算して算定したものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(八重山福祉保健所)

**[財 産]**

**(1) 物品処分伺いをしていなかったもの**

ア マイコン心電計等3件(合計7,895,000円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

(北部福祉保健所)

イ 印刷機等6件(合計1,573,670円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

(南部福祉保健所)

ウ 業務用食器洗浄機(476,050円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

(女性相談所)

**【保健医療部】**

**1 財務に関する事項**

**[収 入]**

**(1) 徴収に努力を要するもの**

収入未済額が前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
看護師等修学資金 貸付金元利収入	10,717,732円	66.1%	6.7%
(保健医療政策課)			

**[支 出]**

**(1) 給与が過不足払いとなっていたもの**

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、71,548円の過払いとなっていた。

(総合精神保健福祉センター)

イ 住居手当及び通勤手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、住居手当で24,500円の不足払い、通勤手当で9,500円の過払いとなっていた。

(総合精神保健福祉センター)

**[契 約]**

**(1) 契約事務が適正でなかったもの**

不用備品の廃棄契約（執行予定額689,220円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。

(衛生環境研究所)

**【農林水産部】**

**1 財務に関する事項**

**[収 入]**

**(1) 徴収に努力を要するもの**

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金 貸付金元利収入	466,987,192円	87.9%	△3.0%
違約金及び延納利息	82,871,368円	95.4%	△0.4%
(農政経済課)			
イ 林業改善資金 貸付金元利収入	43,489,000円	81.0%	△7.6%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
(森林管理課)			

ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	51,851,269円	61.3%	△13.8%
違約金及び延納利息	1,179,026円	33.4%	△41.5%
			(水産課)

**(2) 調定事務が適正でなかったもの**

ア 生産物売払い代について、平成25年度中に調定及び収納すべきところ、調定が遅延し、平成26年度の事務処理となっていた。  
(農業研究センター宮古島支所)

イ 生産物売払い代について、平成24年度中に調定及び収納すべきところ、調定が遅延し、平成25年度の事務処理となっていた。  
(畜産研究センター)

**[支 出]**

**(1) 給与が過不足払いとなっていたもの**

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤勉手当の合計で207,996円の不足払いとなっていた。  
(農政経済課)

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が育児休業から復職した際、職員からの届出なしに支給額を改定していた。  
また、支給額の改定月を誤ったため、扶養手当と期末手当の合計で30,875円の不足払いとなっていた。  
(北部農林水産振興センター農業改良普及課)

ウ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、送金の事実の確認が十分でないままに同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で、職員Aは379,047円、職員Bは415,988円の過払いとなっていた。  
(農業研究センター)

エ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で259,675円の過払いとなっていた。  
(農業研究センター宮古島支所)

オ 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員の平均1か月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合は満額支給すべきところ、100分の50を減額したため、33,000円の不足払いとなっていた。  
(病虫害防除技術センター)

**(2) その他支出事務が適正でなかったもの**

個人事業者に委託した工事監理委託業務の支払いに当たって、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

**[契 約]**

**(1) 予定価格調書を作成していなかったもの**

電気工作物保安管理業務委託契約（執行予定額1,587,600円）について、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(農業研究センター)

**(2) 契約方法について改善を要するもの**

ア 執行予定額100万円以上である同種の2件の調査委託業務において、一方は指名競争入札とし、他方は随意契約としていた。

(農林水産総務課)

イ 長期継続契約によるシステムの賃貸借契約（執行予定額941,220円）について、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。

(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

**(3) 契約事務が適正でなかったもの**

施設工事に係る入札において、A社から委任された者の、記名押印がない入札書を有効なものとしていた。

なお、A社は落札していなかった。

(農業研究センター)

**[工 事]**

**(1) 工事に係る事務が適正でなかったもの**

豚舎改修工事（執行予定額11,000,000円）について、予定価格を定める際に設計書等を作成しなければならないが作成せず、令達額をもって予定価格としていた。

(家畜改良センター)

**[財 産]**

**(1) 財産の管理が適正でなかったもの**

備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、衛星電話一式（807,712円）について、登録していなかった。

(水産課)

**(2) 所管換えの事務手続が適正でなかったもの**

生産物の管理を移し換える場合は所管換えをする必要があるが、所管換えの事務手続をしていなかった。

(畜産研究センター)

(3) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数（28日、44日）が少なく、利活用が図られていないものが2台あった。

（南部農林土木事務所）

2 事務に関する事項

(1) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの

一定台数以上の自動車の使用者は、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任し届出しなければならないが、選任及び届出をしていなかった。

（園芸振興課）

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	7,148,830,218円	88.9%	△6.5%
違約金及び延納利息	50,715,275円	88.1%	△11.9%
			（中小企業支援課）
イ 賃貸工場施設使用料	46,588,992円	18.3%	3.4%
			（企業立地推進課）
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料相当損害金等	37,771,636円	93.7%	0.0%
			（企業立地推進課）
エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 建物使用料	4,025,000円	2.6%	皆増
			（企業立地推進課）
オ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 駐車場使用料	1,218,000円	5.5%	皆増
			（企業立地推進課）

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件

を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で569,400円の過払いとなっていた。

(工業技術センター)

## 【文化観光スポーツ部】

### 1 財務に関する事項

#### [収入]

#### (1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

定期演奏会及び定期公演の入場券を販売しているが、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。

また、出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならないが、平成25年10月20日に行われた定期公演の入場料748,000円について、同年11月20日に払い込んでいた。

(芸術大学)

#### [契約]

#### (1) 契約事務が適正でなかったもの

文化振興に関する業務委託契約において、同実績報告書の検収が十分でなかったため、1泊分の旅費の支出が過払いとなっているものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(文化振興課)

## 【土木建築部】

### 1 財務に関する事項

#### [予算]

#### (1) 予算執行が適正でなかったもの

携帯電話(1台)について、業務に必要なではない5件の付加機能を契約し、経済性に欠けるものとなっていた。

(建築指導課)

#### [収入]

#### (1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	701,075,919円	12.5%	1.0% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,196,412円	9.4%	11.1% (住宅課)

## [支 出]

### (1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母の収入の確認が十分でないままに同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤手当及び時間外勤務手当の合計で50,289円の過払いとなっていた。

(八重山土木事務所)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、任命権者が異なる前職の在職期間を合算しなかったため、期末手当及び勤勉手当の合計で187,963円の不足払いとなっていた。

(北部土木事務所)

## [契 約]

### (1) 契約事務が適正でなかったもの

同種の消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、19日間で同一業者に7回発注（各100,000円以下、合計628,855円）していた。

(宮古土木事務所)

## [財 産]

### (1) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数（26日、45日）が少なく、利活用が図られていないものが2台あった。

(南部土木事務所)

## 【出納事務局】

### 1 財務に関する事項

#### [支 出]

#### (1) 給与が不足払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が30日未満であるにもかかわらず、在職期間から除算したことにより、50,264円の不足払いとなっていた。

(会計課)

## 【病院事業局】

### 1 財務に関する事項

#### [予 算]

#### (1) 予算執行伺いをしていなかったもの

清掃業務委託及び医事業務請負契約について、予算を執行しようとするときは、予算執行伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

(中部病院)

## [収 入]

### (1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成25年度末における医業未収金（個人負担分）は1,891,949,029円となっており、前年度末より27,137,075円（1.4%）減少しているが、依然として多額である。  
（県立病院課、各県立病院）

### (2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

医業収益金の保管に当たっては、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、企業出納員等の職員が取り扱わなければならないが、医事業務委託業者が集計し金庫へ保管していた。

（北部病院）

### (3) その他収入事務が適正でなかったもの

ア 売店等の使用料については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、当月の売上高を確定させた後、翌月の15日までに納めなければならないが、年度当初に暫定的に納入させ、年度売上高が確定した翌年に差額を請求し納入させていた。

（精和病院）

イ 売店等の使用料については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、売上高により算定した額で徴収すべきであるが、売上高の確認を適切に行わず徴収していた。

（八重山病院）

## [支 出]

### (1) 手当の認定事務が適正でなかったもの

同じ庁舎内の任命権者を異にして異動してきた職員について、転居等がなく、支給要件の変更がないため、新たな認定は必要ではないと錯誤し、任命権者による認定をしていなかった。また、年度途中の届出に、任命権者の押印が漏れていた。

（県立病院課）

### (2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当の支給に当たって、病気休暇期間を誤って在職期間から除算し、また、勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が30日未満であるにもかかわらず、在職期間から除算したことにより、期末手当と勤勉手当の合計で99,626円の不足払いとなっていた。

（県立病院課）

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、34,913円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

ウ バス又はモノレール利用者に係る通勤手当の支給に当たって、定期券の金額により認定すべきところ、回数券の金額で認定し支給したため、職員Aについて89,584円、職員Bについて58,820円、職員Cについて81,156円、職員Dについて95,304円の過払いとなっていた。

(県立病院課)

エ 期末手当の支給に当たって、基準日に新たに職員となった者は、その日が週休日でも基準日に在職する職員に含まれ、期末手当を支給することができるが、できないものと錯誤したため、職員Aについて285,289円、職員Bについて96,442円の不足払いとなっていた。

(北部病院)

オ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したこと等により、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、職員Aについて68,202円、職員Bについて52,204円、職員Cについて100,318円、職員Dについて92,097円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

カ 通勤手当の支給に当たって、通勤距離が5キロメートル未満のところを5キロメートルで認定し支給したため、192,000円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

キ 通勤手当の支給に当たって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるため支給対象とならないが、バス等利用による総通勤距離で認定し支給したため、138,108円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

ク 扶養手当の支給に当たって、職員から職員以外の者へ主たる扶養者の変更があったにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で568,724円の過払いとなっていた。

(精和病院)

ケ 期末手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、76,587円の不足払いとなっていた。

(八重山病院)

### (3) 報酬が過不足払いとなっていたもの

嘱託員の報酬の支給に当たって、出勤日数等の算定を誤ったため、4名について合計47,762円の過払い、1名について10,080円の不足払いとなっていた。

(県立病院課)

### (4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入に当たって、事前に前渡資金を受領することを失念したため、私金で

立て替えて購入し、離島診療所へ送付していた。

(北部病院)

**(5) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの**

契約代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

**(6) その他支出事務が適正でなかったもの**

分析装置保守委託について、本来平成24年度に未払金として計上すべきところを計上しなかったため、平成25年度において過年度損益修正損として処理していた。

(八重山病院)

**[契 約]**

**(1) 予定価格調書を作成していなかったもの**

ア 住宅賃貸借契約（執行予定額3,024,000円）において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(北部病院)

イ 臨床検査業務委託（執行予定額17,513,628円）において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(八重山病院)

**(2) 契約事務が適正でなかったもの**

ア 衣類等賃貸借及び洗濯業務委託契約（14,982,988円）について、覚書により2年にわたる契約としていた。

また、指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がいないことにより随意契約をする場合は予定価格を変更できないが、予定価格を上回る金額で契約していた。

(北部病院)

イ 長期継続契約による複写機賃貸借契約（初年度執行予定額額3,184,656円）において、予定価格を契約期間の総額で算出せず、予定価格調書も作成していなかった。

また、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。

(北部病院)

ウ 消防用等設備点検業務委託及び高圧受変設備点検業務委託において、正式な見積書を徴取せず、契約年度開始前に徴取した参考見積書をもって契約を締結していた。

(北部病院)

エ 衣類等賃貸借及び洗濯業務委託契約において、予定価格（46,447,205円）及び契約額（46,447,200円）が、執行予定額（45,005,772円）を上回っていた。

(中部病院)

オ 歯科診療台の購入に当たって、文書による正式な契約を交わさないまま支出していた。

(中部病院)

カ LPガス供給単価契約(執行予定額1,968,330円)について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。

(中部病院)

キ 臨床検査業務委託(執行予定額242,752,000円)において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

また、支出額(253,123,021円)が執行予定額を上回っていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

ク 衣類等洗濯業務委託契約(1,954,890円)について、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

また、入札の結果落札者がいないため積算を見直し予定価格を設定したが、再度の入札を実施することなく当初入札の最低価格提示者と随意契約していた。

(精和病院)

ケ 容器の購入に当たって、予算を執行しようとするときは、予算執行伺いをしなければならないが、伺いをしておらず、また、診療材料費で支出すべきであるが委託料で支出していた。

(八重山病院)

## [財産]

### (1) 物品処分伺いをしていなかったもの

器械備品67件(固定資産除却費合計3,806,525円)の処分に当たって、物品処分伺いをしてなければならないが、伺いをしていなかった。

(中部病院)

### (2) 被服等の管理が適正でなかったもの

沖縄県病院事業局被服等貸与規程に基づき沖縄県病院事業局に勤務する医師等に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿を作成していなかった。

(中部病院)

## 2 事務に関する事項

### (1) 権限を有しない者が専決していたもの

公用車の賃貸借契約(長期継続契約)について、年度執行予定額の予算執行伺いの決議は、沖縄県病院事業局事務決裁規程に基づき院長決裁にすべきだが、事務部長決裁としていた。

(中部病院)

(2) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの

一定台数以上の自動車の使用者は、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任し届出しなければならないが、選任及び届出をしていなかった。

(中部病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行が適正でなかったもの

学校のグラウンド整備に係る経費は公費で支出すべきであるが、私費（学校徴収金）で支出していた。

(浦添商業高等学校)

[収 入]

(1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

ア 生産物の校内販売に当たって、会計管理者の承認を得ていないにもかかわらず、領収証の交付を省略していた。

(北部農林高等学校)

イ 校外イベントの生産物販売における売上金の収納に当たって、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。

(宮古特別支援学校)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者がいるにもかかわらず配偶者がいない場合の額で認定し支給したため、扶養手当、へき地手当、準へき地手当及び期末手当の合計で43,988円の過払いとなっていた。

(宮古教育事務所)

イ 管理職手当の支給に当たって、私傷病により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給できないが、同手当を支給したため、48,870円の過払いとなっていた。

(小禄高等学校)

ウ 通勤手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得した職員の復職後の支給開始時期を誤って支給したため、50,250円の不足払いとなっていた。

(北部農林高等学校)

エ 特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たって、支給対象者であったにもかかわらず

らず、給与システムへの入力漏れにより支給しなかったため、150,106円の不足払いとなっていた。

(八重山特別支援学校)

(2) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの

契約代金が100万円以上の備品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(宮古高等学校)

(3) その他支出事務が適正でなかったもの

赴任旅費の算定根拠となる水路距離については、沖縄県職員の旅費支給規則に基づき海上保安庁の調べに係る距離表を用いて算定するべきであるが、別資料により算定していた。

(八重山教育事務所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

警備業務委託契約に係る指名競争入札において、再度の入札に付して落札者がないことにより随意契約（執行予定額12,253,500円）をする場合は、見積書を徴取しなければならないが、徴取していなかった。

また、予定価格調書を作成していなかった。

(名護高等学校)

(2) 契約方法について改善を要するもの

バックネット撤去工事（執行予定額2,100,000円）とバックネット設置工事（執行予定額441,000円）について、関連工事として一括して競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(コザ高等学校)

2 事務に関する事項

(1) 任用事務が適正でなかったもの

非常勤講師5人に対し、労働基準法に基づく労働条件通知書を交付していなかった。

(伊良部高等学校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	30,639,000円	18.8%	△40.2% (交通指導課)

**[支 出]**

**(1) 給与が不足払いとなっていたもの**

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、人事異動の際に、給与システムの支給停止を解除しなかったため、243,000円の不足払いとなっていた。

(総務課)

イ 夜間勤務手当の支給に当たって、勤務時間数の算定を誤ったため、職員9名について合計190,841円の不足払いとなっていた。

(うるま警察署)

**[契 約]**

**(1) 契約事務が適正でなかったもの**

留置人等賄いに係る契約（執行予定額1,958,712円）において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

また、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。

(石川警察署)

## <工事に関する事項>

### 第1 監査の概要

#### 1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成25年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部 7 機関、農林水産部 4 機関、企業局 1 機関
- (3) 監査対象工事  
平成25年度に竣工した工事で、当初請負額5,000万円以上の工事から、44件を抽出し監査対象とした。

#### 2 監査期間

平成26年4月30日から同年11月30日まで

#### 3 監査の方法及び着眼点

##### (1) 監査の方法

監査は工事の施工が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続きは適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

##### (2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

#### 4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事名
下水道課	平成26年7月15日 ～7月16日	那覇浄化センター汚泥消化タンク築造工事 那覇浄化センター脱硫塔機械設備工事M12 宜野湾浄化センター最初沈殿池機械設備工事M12
施設建築課	平成26年7月17日 ～7月18日	那覇高校校舎改築工事（建築1工区） 那覇高校校舎改築工事（建築3工区） 沖縄 I T 津梁パークモバイル機器等検証拠点施設（仮称）新築工事（建築1工区）

監査実施機関	監査実施期日	工事名
北部土木事務所	平成26年6月18日 ～6月20日	国道449号新本部大橋橋梁整備工事 (下部工P2) 県道123号線災害防除工事(H24-1) 西屋部川改修工事(西屋部橋・H24) 仲田港(仲田地区)海岸整備工事 (H25-3) 本部港(本部地区)岸壁(-9.0m)(-7.5m)工事 (H24-1)
中部土木事務所	平成26年6月25日 ～6月27日	石川川河川改修工事(H25-1) 中城公園整備工事(H24-3) 宮城海岸護岸工事(H24-1) H25中城湾港(泡瀬地区)潜堤整備工事 沖縄環状線道路改良工事(H25-1)
南部土木事務所	平成26年7月23日 ～7月25日	那覇大橋仮栈橋設置工事(H25-1工区) 国道507号高津嘉山トンネル新設工事 国場川河川改修工事(H24-1) 奥武山公園整備工事(H24) 中城湾港(西原与那原地区)ボートヤード整備 工事(H25-1)
宮古土木事務所	平成26年7月1日 ～7月2日	伊良部大橋橋梁整備第8期工事(主航路部上 部工その4) 城辺下地線道路改築工事(H25-1工区) 池間大橋橋梁補修工事(H24-1)
八重山土木事務所	平成26年7月31日 ～8月1日	石垣港伊原間線(野呂水)道路改良工事 (H25-1工区) 国道390号B P電線共同溝整備工事 (H24-1) バナナ公園Eゾーン整備工事 (H24-1工区)
北部農林水産振興 センター	平成26年7月9日	天仁屋地区土砂流出防止対策工事 辺名地地区農地保全工事 宜名真漁港第1防波堤改修工事(その1)
南部農林土木事務 所	平成26年7月10日 ～7月11日	糸満漁港波除堤(K)工事(H24第1工区) 南大東漁港(北大東地区)第1泊地護岸工事 (24-6) 雄樋川1期地区貯水池工事
宮古農林水産振興 センター	平成26年7月3日 ～7月4日	西原第1(Ⅱ期)地区ほ場整備工事 (H24-2) 島中地区畑地かんがい施設工事(H25-1) 荷川取漁港岸壁改良工事

監査実施機関	監査実施期日	工事名
八重山農林水産振興センター	平成26年7月29日 ～7月30日	米節東地区ほ場整備工事（第1工区） 伊原間海岸防災林造成工事（3工区） 久部良漁港岸壁改良工事
企業局建設計画課	平成26年6月10日 ～6月12日	新石川浄水場粒状活性炭吸着池機械設備工事（その1） 北谷浄水場脱水機械設備工事（その1） 新石川浄水場高速ろ過池機械設備工事 北谷浄水場1系沈澱池機械設備工事 新石川浄水場中間ポンプ電気設備工事

## 第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関44工事を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行った。

その結果、各機関の工事については、おおむね適正に執行されており、指摘事項に該当するものはないが、改善・検討を要するものは下記のとおりである。

今後とも、法令等の遵守を徹底するとともに、適正な工事の執行に努めていただきたい。

### 1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

その中で当該工事に該当しない工種の内容が記載されているもの、別表を参照となっているが、別表が添付されていないもの、施工条件明示がないもの、及び工事には特に必要がない事項の記載があった。

工事発注前に記載内容の確認を徹底していただきたい。

（土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項）

### 2 工事発注時期について検討が必要なもの

同一場所で先行している地盤改良工事で、土質調査の結果、新たに地盤改良の検討が必要となり、工期が遅れる見込みとなった。しかし、後工事であるタンク築造工事の工期を調整せずに発注したため、5か月余り一時中止をし、工期が大幅に延長していた。

工事現場の状況にあった適切な工事発注時期となるよう、今後検討していただきたい。

（下水道課）

### 3 安全衛生管理体制について改善を要するもの

労働安全衛生法では、事業現場の安全衛生を確保するため、基準以上の現場では統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者、小規模現場では安全衛生推進者を選任するよう定めているが、現場状況にあった選任となっていない工事があることから、施工計画立案時には、安全衛生管理体制について留意していただきたい。

- (1) 統括安全衛生責任者は当該場所において、その事業の実施を統括管理する者と定められているが、請負業者の代表者が選任されていた。また、元方安全衛生管理者はその事業場に専属の者を選任しなければならないが、請負業者の石垣支店の社内安全管理者が選任されていた。

(八重山土木事務所)

- (2) 10人以上50人未満の小規模の工事現場では、安全衛生推進者を選任しなければならないが、統括安全衛生責任者として選任していた。複数の事業者が混在せず、直営体制で行うので安全衛生推進者を選任すべきであった。

(八重山農林水産振興センター)

### 4 建築物の長寿命化等について

建築物については極力長寿命化に取り組んでいく必要があることから、ライフサイクルコスト(LCC)を低減する方法についても今後検討していただきたい。また、建物の保全を目的とした長期継続管理及び長期修繕に関する計画を立てて、今後の管理にあたっていただきたい。